

# 岩手県国際リニアコライダー推進協議会 規約

## (目的)

第1条 本協議会は、民間企業や大学・研究機関、有識者、行政等が結集し、国際リニアコライダー誘致の実現に必要な普及・啓発や各種調査・研究、要望・提言等を行い、岩手県への誘致に資することを目的とする。

## (名称)

第2条 本協議会は、「岩手県国際リニアコライダー推進協議会」と称する。

## (事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際リニアコライダー誘致に関する普及・啓発
- (2) 国際リニアコライダー誘致に関する調査・研究
- (3) 国際リニアコライダー誘致に関する要望・提言
- (4) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第4条 本協議会は、本協議会の目的に賛同する法人並びにその他の団体及び個人である会員をもって組織する。

- (1) 法人・団体会員：法人、その他の団体
- (2) 個人会員：一般個人

## (入退会)

第5条 本協議会に入会しようとする者は、書面をもって申し込み、会長の承認を受けなければならぬ。

2 本協議会を退会しようとする会員は、書面をもってその旨を届け出なければならない。

## (役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）
- (2) 副会長（若干名）
- (3) 理事（20名以内）
- (4) 専務理事（1名）
- (5) 監事（2名）

2 会長は、第10条に定める役員会において会員の中から選任する。

3 副会長、理事、専務理事及び監事は会長が会員の中から指名し、役員会の承認を得る。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。

- 2 副会長、理事、専務理事及び監事がその任期の途中で、辞任を申し出たとき、又はその所属の機関における人事異動等に伴い、後任者への交代を申し出たときは、第6条の規定にかかわらず、会長の承認をもって退任又は交代するものとする。但し、この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 会長は、本協議会を代表し、業務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事及び専務理事は、この会の業務を執行する。
- 4 監事は、本協議会の業務及び経理を監査し、役員会に報告する。

(会議)

第9条 会議は、役員会及び幹事会とする。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、理事、専務理事及び監事をもって構成する。

- 2 役員会は、原則として毎会計年度終了後3か月以内及び会長が必要と認めたときに開催し、会長がこれを招集する。
- 3 役員会は、会長が主宰し、議長を務める。
- 4 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 役員会は、次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 規約の改正及び解散
  - (2) 会長の選任
  - (3) 副会長、理事、専務理事、監事の承認
  - (4) 基本運営方針の決定
  - (5) 事業報告・収支決算、事業計画・収支予算
  - (6) 本協議会の運営に関して重要な事項
  - (7) その他会長が必要と認める事項
- 6 役員会は、必要に応じて、書面又は電子メールにより開催することができる。

(幹事会)

第11条 幹事は、役員構成団体の中から会長が指名し、役員会の承認を得る。

- 2 幹事長は幹事の互選により選任し、幹事会を招集する。
- 3 幹事会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 役員会に提案すべき事項

(2) 本協議会の事業運営に関する事項

4 幹事会は、必要に応じて会員や外部の有識者等を招集することができる。

(会員大会)

第12条 本協議会は、本協議会の目的達成のために会員大会を開催する。

(顧問及び参与)

第13条 本協議会は、本協議会の目的を達成するために必要と認められる場合には、役員会の承認を得て、有識者等を顧問及び参与として委嘱することができる。

2 顧問及び参与は、本協議会の事業に関して助言を行う。

(年会費)

第14条 法人・団体会員は会計年度ごとに年会費1口2万円以上、個人会員は年会費1口5千円以上とし、申込み数に応じて納入しなければならない。

2 法人・団体会員、個人会員が既に納入した年会費は、これを返還しない。

(経 費)

第15条 本協議会の運営上必要な経費は、年会費、寄付金及びその他の雑収入を持って充てる。

(会計年度)

第16条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 本協議会の事務局は、岩手県商工会議所連合会内に置く。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか本協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則 この規約は、平成24年4月27日から施行する。

2. この改正規約（第13条）は、平成24年12月14日から施行する。

3. この改正規約（第4条）（第6条）（第7条）（第8条）（第10条）（第14条）は、平成28年6月9日から施行する。